

華誠の知的財産権ニュースレター



2019年11月 第三十一期

目次

特許

香港の新特許制度が12月19日から実施	2
「特許分野重大信用喪失連合懲戒対象リスト管理弁法（試行）」が12月1日から試行	2

著作権

「2019 WeChat 知的財産権保護報告」発表 著作権侵害の疑いがある文章を15万件以上削除	2
1 四半期におけるインターネット全体のコンテンツ侵害件数が初めて減少	3

商標

2019年上半期商標登録作業状況の分析	3
---------------------------	---

知的財産権

WIPOが2019年世界知的財産指標を発表 中国が世界知的財産権の出願の増加を推進	6
国務院が「外資利用業務をより良く行うことに関する意見」を公布	8



公式サイト：www.watsonband.com

Eメール：mailip@watsonband.com | mail@watsonband.com

特 許

香港の新特許制度が 12 月 19 日から実施

香港特区政府新聞網のニュースによると、香港では「原授特許」制度を導入し、特許出願人が香港にて標準特許の保護を求めるために他のルートを提供する。香港の改正「特許条例」と「特許規則」が 10 月 11 日に公布され、新特許制度は 12 月 19 日から実施される。

新制度のもと、特許出願人は直接香港にて標準特許の出願を提出することができ、現行の「再登録」制度の規定に限定されない。すなわち、先ず香港以外の指定特許当局に対応する出願を提出しなければならない。

新特許制度は短期特許制度も最適化し、香港において、特許業務に関連し、且つ誤解または混同を招く名称または記述（例えば、「登録 / 許可特許代理人」と「登録 / 許可特許師」）を使用することを禁止する。

香港政府新聞網 より

「特許分野重大信用喪失連合懲戒対象リスト管理弁法（試行）」が 12 月 1 日から試行

10 月 17 日、国家知識産権局は「特許分野重大信用喪失連合懲戒対象リスト管理弁法（試行）」（以下、「リスト管理方法」という）を発行し、特許分野における重大信用喪失合懲戒対象リストの管理作業を規範化した。当該弁法は 12 月 1 日から試行される。

「リスト管理方法」は、総則、行為認定、リストに記載、連合懲戒、リストから削除、信用の修復および附則などの 5 章 27 条に分かれている。

国家知識産権局 より

著作権

1 四半期におけるインターネット全体のコンテンツ侵害件数が初めて減少

このほど、維権騎士、鯨版權、士值伝媒などの著作権サービス機関が共同で「2019 第 3 四半期コンテンツ業界著作権報告」（以下、「報告」という）を発表し、コンテンツの生態、著作権のモニタリング、著作権管理、IP ライセンス、著作権の形勢などの面から全面的な分析と解説を行った。「報告」では、全作品ジャンルの中で文字作品の登録件数が 1 位となっており、ビデオ作品の登録件数は最下位であるが、ビデオ作品の方が著作権の価値が高いことが示されている。また、2016 年に報告が四半期ごとに発表されて以来、1 四半期のコンテンツ侵害件数が初めて減少し、権利侵害の被害者数も減り続けている。しかし、権利侵害件数が全体的に減っているというマクロ環境において、個人メディアプラットフォーム、電子取引プラットフォームの権利侵害行為は依然として更なる規制が必要となっている。

国家版權局 より

著作権

「2019 WeChat 知的財産権保護報告」発表 著作権侵害の疑いがある文章を 15 万件以上削除

10月29日に北京で開催されたインターネットソーシャルプラットフォーム知的財産権保護フォーラムにおいて、「2019 WeChat 知的財産権保護報告」（以下、「報告」という）が公表された。「報告書」によると、2018年及び2019年上半期にWeChatの知的財産権保護チームは合計110,000件の被疑侵害個人アカウントを処理し、60,000件以上の被疑侵害公式アカウントに対して権利侵害情報の削除、機能の使用禁止、アカウントのロックなどの措置を取り、著作権侵害の疑いがある公式アカウントの文章を150,000件以上削除した。

国家版權局 より

商標

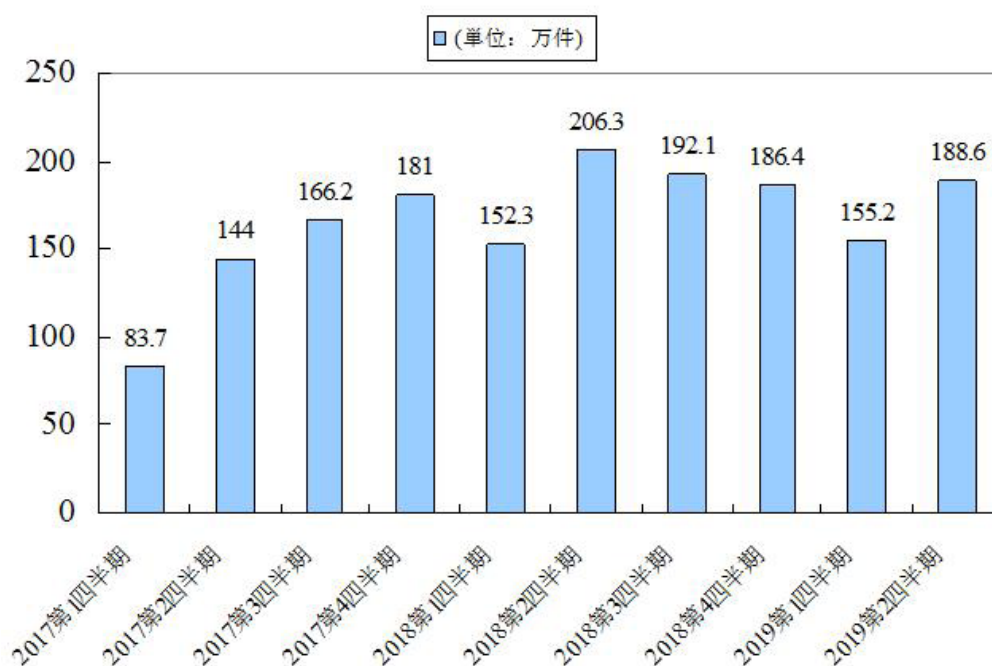
2019年上半期商標登録作業状況の分析

2019年上半期、中国における商標登録出願件数は343.8万件で、前年同期比4.1%減となり、商標登録件数は351.5万件で、前年同期比67.8%増となった。2019年6月までの商標の累計出願件数は3,865.1万件、累計登録件数は2,582.3万件、有効登録商標件数は2,274.3万件で、商標登録平均審査期間は5ヵ月以内に短縮され、商標審査の効率がさらに向上し、商標の悪意ある登録とストック行為に対する取締りの効果が顕著である。

一、商標登録出願の全体的な状況

（一）商標登録出願件数は依然多く、増加速度が鈍化

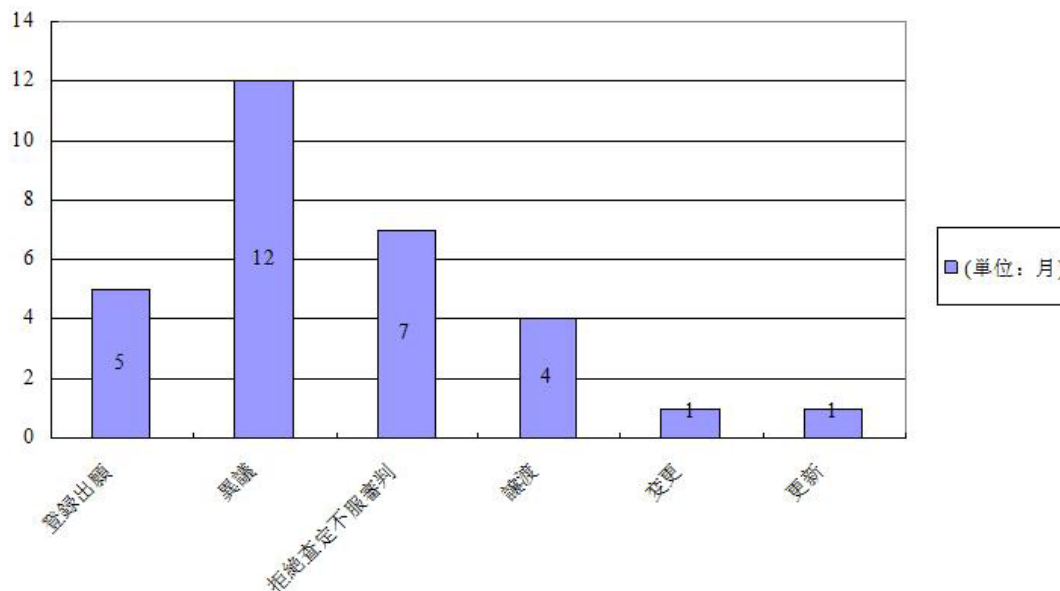
2017年以降の四半期ごとの商標登録出願件数の統計状況



商 標

(二) 商標審査期間をさらに短縮し、3年間不使用の審査を取り消し

上半期の各商標業務平均審査期間



(三) 商標審査の品質管理を更に強化

(四) 商標のストック行為に対する取締りに著しい効果

2018年との同期比：1、トップ10の出願人の総出願件数が著しく低下した。2、トップ10の出願人が主に有名企業である

(五) 商標の公共サービスの水準が継続的に向上

近年の商標オンライン出願の割合

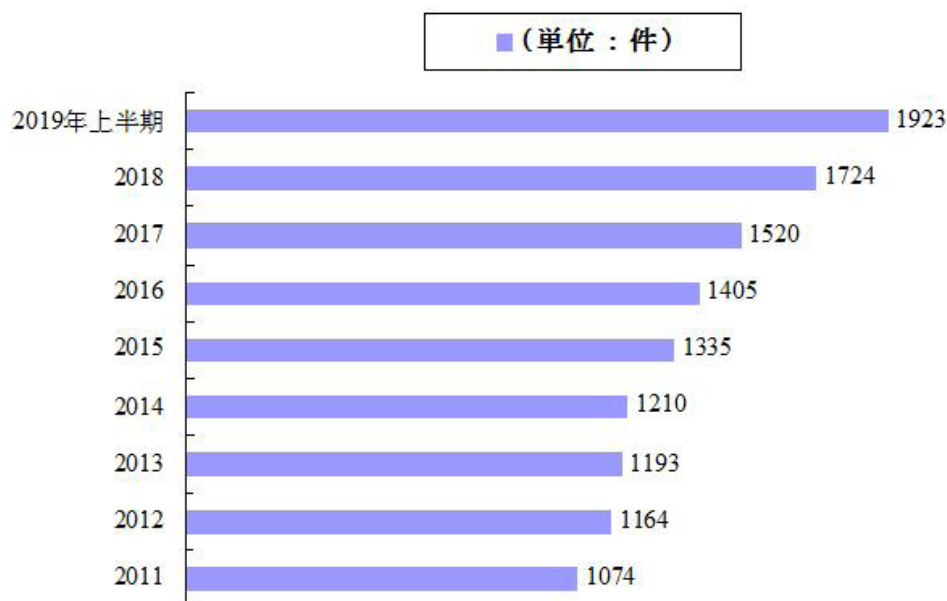


二、商標登録作業状況分析

(一) 市場主体の平均有効商標保有件数が着実に向上

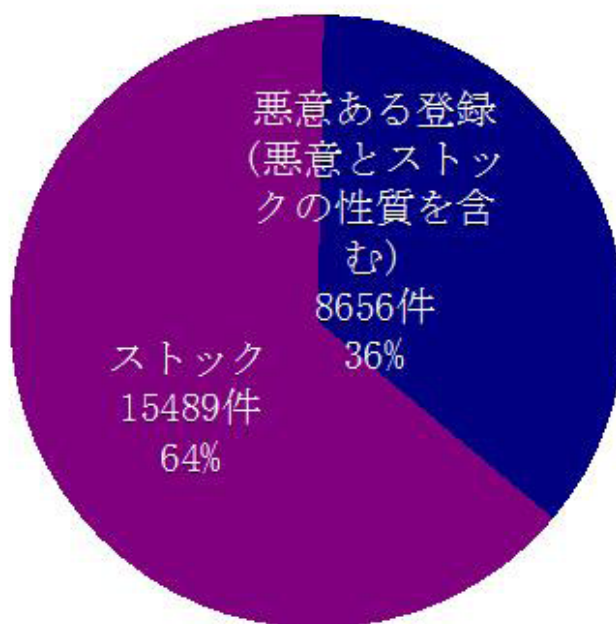
商 標

1万世帯あたりの市場主体平均有効商標保有件数



(二) 商標の悪意ある登録に対する取り締まりにおける商標審査、異議申立、評審、3年間不使用による取消手続の役割を継続的に強化

非正常商標出願事件の取り締まりのタイプ



商 標

(三) 地理的表示商標の正確な貧困扶助の効果が顕著

2019年6月までに、商標局は合計 5,093 件の地理的表示商標を承認、登録しており、このうち外国の地理的表示商標は 191 件であった。

(四) 中国商標ブランドの国際化の進展は良好

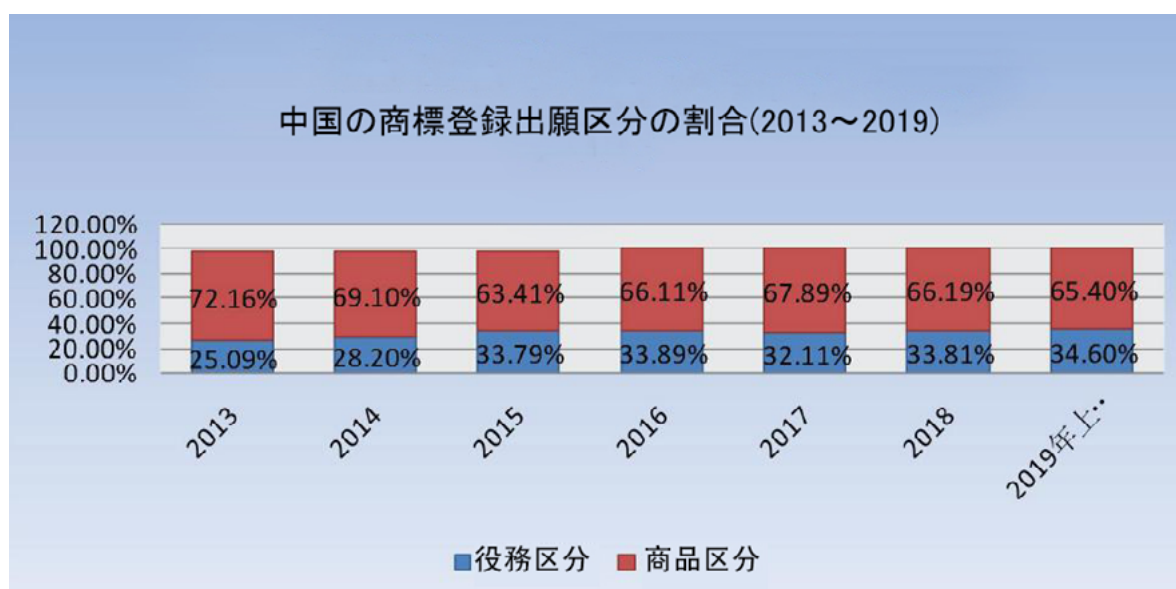
2019年上半期、中国の出願人はマドリード協定に基づく商標の国際登録出願を 2,849 件（1件の多区分商標出願で複数のマドプロ締約国を指定する）を提出し、欧州連合と米国に次いでマドリード同盟メンバーの第3位にランクインした。

(五) 外国出願人の商標出願件数は引き続き増加

2019年上半期、外国出願人の中国での商標出願件数は 12.7 万件に達し、前年比 15.4% 増となり、そのうち直接出願は 90,691 件で、マドリード出願は 36,632 件（区分）件となった。

(六) 商標出願件数は地方経済の発展状況とほぼ一致

(七) 商標出願区分の趨勢は中国の産業構造の絶え間ない改善を反映



商標局 より

知的財産権

WIPO が 2019 年世界知的財産指標を発表 中国が世界知的財産権の出願の増加を推進

10月16日、WIPO「世界知的財産指標」(WIPI) 年次報告がスイスのジュネーブで発表され、中国は特許、商標、工業品の意匠、植物品種の出願の面ですべて他の国と地域をリードし、知的財産権の需要に対する全体的な増加を推進した。

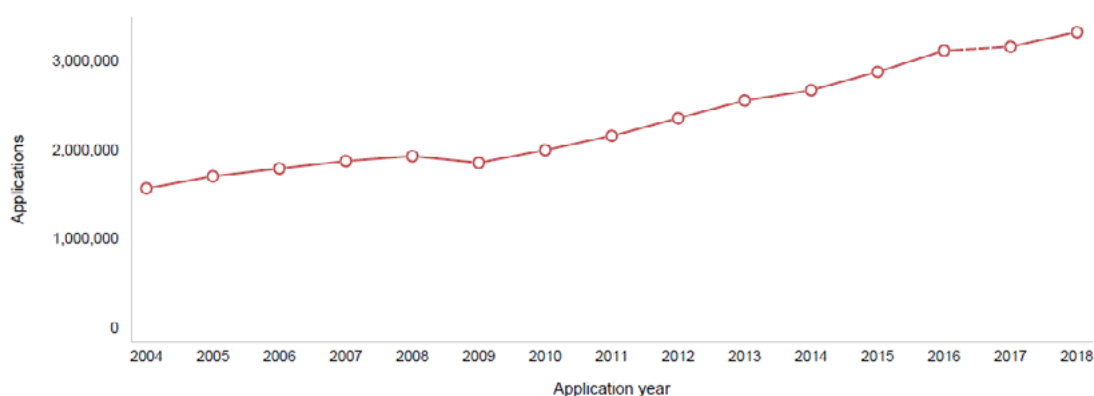
そのうち、2018年に中国国家知識産権局が受理した特許出願は 154 万件という記録的な件数に達し、全世界総件数の 46.4% を占め、これは第2位から第11位までの主管局の出願件数の和に相当する。商標出願件数は 740 万種類をカバーし、工業品の意匠出願は 708,799 件で、全世界総件数の 54% を占めている。植物品種の出願は 5,760 件（2017年比 29% 増）が受理され、全世界で提出された植物品種の出願件数の 4分の1以上を占めた。

WIPO の「世界知的財産指標」(WIPI) 年次報告によれば、2018年に全世界のイノベーターが提出した特許出願は 330 万件で、9年連続で増加を実現し、増加率は 5.2% となった。グローバルな商標出願活動が 1,430 万件に増加し、工業品の意匠出願は 130 万件に達した。

知的財産権

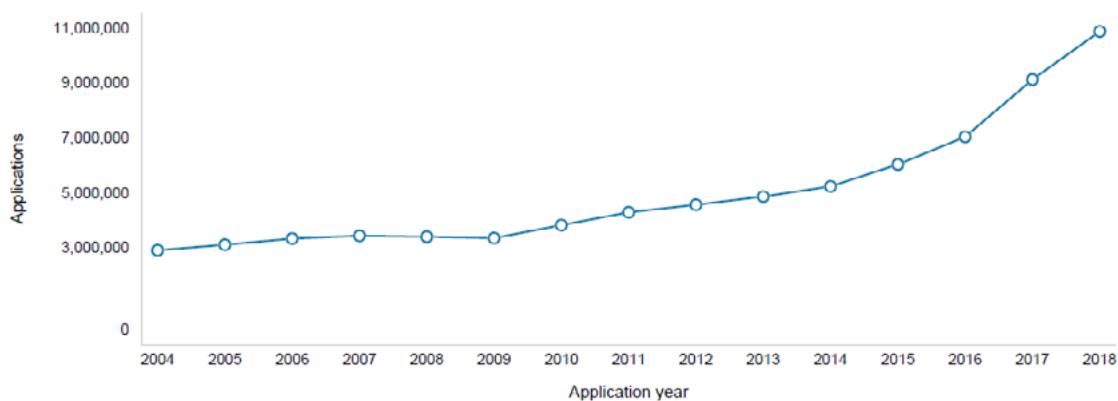
Patent applications filed worldwide reached 3.3 million

1.1. Patent applications worldwide, 2004–2018



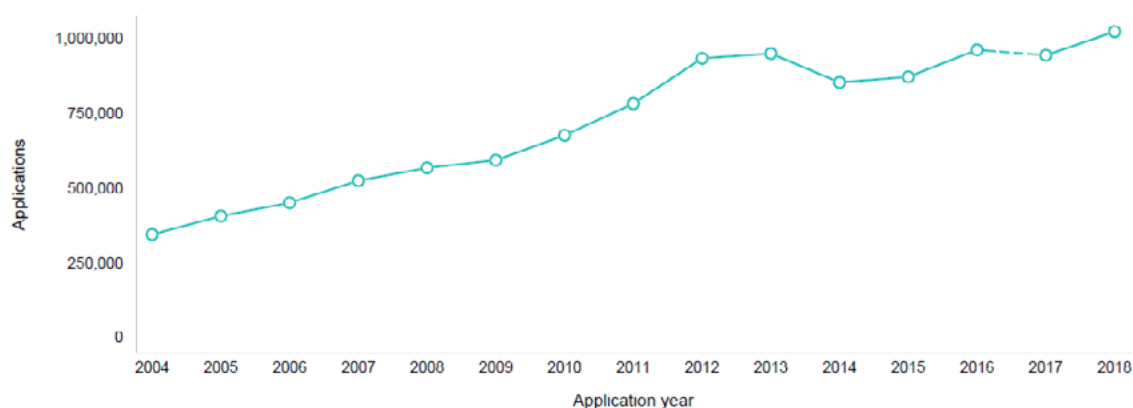
An estimated 10.9 million trademark applications were filed worldwide

2.1. Trademark applications worldwide, 2004–2018



An estimated 1.02 million industrial design applications were filed worldwide

3.1. Industrial design applications worldwide, 2004–2018



また、2018年の全世界における植物品種の出願は8.9%増加して20,210件に達し、92の国または地域の主管部門から入手したデータには、2018年に約65,900件の地理的表示が保護を受けたことが示されている。

知産力 より

報告の原文と関連資料はWIPO公式サイトにて取得可能。

<https://www.wipo.int/publications/zh/details.jsp?id=4464>

知的財産権

国務院が「外資利用業務をより良く行うことに関する意見」を公布

中国政府網が11月7日付で発表した情報によると、国務院は「外資利用業務をより良く行うことに関する意見」を公布した。当該「意見」では、中国における外資系銀行、証券会社、ファンド管理会社などの金融機関の業務範囲制限を全面的に撤廃するほか、知的財産に関する以下の2つの意見を示した。

知的財産権の司法保護の重要な役割を果たす。財産保全、証拠保全、行為保全の制度の効果を十分に発揮し、知的財産権司法救済の即時性と利便性を向上させる。外資投資企業の知的財産権案件における証拠形式要件に関する要求を最適化し、事実推定を適用し、外国側当事者の訴訟負担を合理的に軽減する。法に基づき、営業秘密の保護を強化し、立証責任を合理的に分配し、民事保護と刑事保護を強化する。法に基づき、特許無効と侵害上訴事件を集中的、一元的に審理し、更に裁判の品質と効果を高める。知的財産権の市場価値を十分に尊重し、積極的に懲罰的賠償を運用し、悪意ある侵害行為や重複的な侵害行為に対する打撃を強化する。技術調査官制度を更に充実させ、技術系案件の多元的事実の究明の仕組みの構築を強化する。標準必要特許の事件審理を強化し、公平な競争と市場の秩序を保障する。知的財産権事件における多元的な調停の役割を十分に発揮し、実質的に紛争を解決する。知的財産権事件の訴訟の証拠と司法裁判の標準を一層統一し、適時に関連する司法解釈を公布し、指導的判例を公表し、知的財産権司法裁判業務の規範化、科学化、国際化のレベルを持続的に向上させる。

知的財産権保護業務作業の仕組みを改善する。知的財産権の迅速な連携保護と「信用連合懲戒」の仕組みを確立し、知的財産権紛争の仲裁調停業務を継続的に推進し、知的財産権紛争の多元的な解決の仕組みを整備構築する。登録商標の取消手続きを改善する。地理的表示の保護制度を健全化する。電子商取引における知的財産権保護の仕組みを改善し、電子商取引プラットフォームの特許権侵害判定通知、除去の規則を万全にし、電子商取引分野における特許法執行による権利行使への協力調整の仕組みを完備する。標準化の方法を積極的に運用し、知的財産権の保護を強化する。

中国政府網 より